

《 教えて！ 人権擁護委員さん 》



法務局では、
人権擁護の業務も行っています。
人権擁護と聞くと一見
難しいことのように思えますが…



相手を一人の人として
尊重することが大切です。
人権とは誰もがもっているもので、
誰にとっても身近なことなのです。



人権擁護委員は、みんなの人権が尊重され、
人権が侵害されないようにするため、法務大
臣の任命により、全ての市町村で活動してい
ます。



年齢も性別も職業も経験も違う様々な人が、
それぞれの得意分野で活躍しています。
人権擁護委員や法務局職員による人権相談は
こちら↓で受け付けています。

(電話相談)

(インターネット相談)

ゼロゼロみんなの ひゃくとおぼん
0570-003-110
(みんなの人権110番)

